

義務教育における特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書

全国的に小中学校の特別支援学級在籍の児童生徒の増加傾向が顕著となっている。

令和 3 年度の学校基本調査によると小中学校合わせて 32 万 6,458 人であり、平成 23 年度比で約 2.1 倍である。

在籍する児童生徒は、障害の程度や特性が多様であることに加え、一つの学級に小中学校は 1 年生から 6 年生まで、中学校は 1 年生から 3 年生までが在籍していることから、学年差にも応じた指導が必要である。担当教員に加え、特別支援教育支援員等を配置し、適切な指導ができるよう配慮しているところであるが、1 学級を 8 人とする現在の学級編制標準では、担当教員の負担が大きく、また、厳しい財政状況であるため、十分な支援員の配置をすることに苦慮しているのが現状である。

特に、肢体不自由学級については、地震、大雨等の自然災害など、不測の事態が発生した場合に、8 人全員の安全を確保しつつ、迅速な避難を行うことは非常に困難である。

このような状況を踏まえ、特別支援学級の児童生徒の十分な学びの環境を保障するためには、平成 5 年の第 6 次定数改善以降変更がない学級編制標準の早期改善が必要である。

よって、国においては、特別支援学級のさらなる少人数化に向けて、学級編制標準を速やかに改善するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 28 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

静岡県湖西市議会